

報 道 資 料

発 表 日 : 令和2年12月16日
問 合 せ 先 : 食と農の振興部畜産課
須原、高田
0742-27-7448 (内線3882)

奈良県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 焼却処理の完了について

奈良県五條市において発生した高病原性鳥インフルエンザに係る殺処分鶏の焼却処理が完了しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 養鶏農場の概要

所在地 : 五條市

飼養羽数 : 約 7.7 万羽 (採卵鶏)

2 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分 : 12月7日(月) 18時9分終了

(2) 鶏糞、飼料等の処理及び鶏舎等の消毒 : 12月11日(金) 23時30分終了

3 殺処分鶏の焼却

焼却施設における殺処分鶏の焼却 : 12月16日(水) 13時10分終了

4 今後の予定

12月22日(火) 清浄性確認検査(防疫措置完了から10日経過後)

12月26日(土) 検査結果判明予定

12月27日(日) 午前0時 搬出制限区域解除予定(検査結果が陰性の場合)

1月2日(土) 午前0時 移動制限区域解除予定(防疫措置完了から21日経過後)

5 報道機関へのお願い

1) 我が国の現状において、家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

2) 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。